

大崎定住自立圏共生ビジョンを策定しました

政策課政策企画担当 ☎232129

定住自立圏構想とは、近隣の自治体が人口減少や少子高齢化対策に取り組み、住みよいまちづくりを進め、地域を活性化するための構想です。平成二十二年十月に、本市と色麻町、加美町、涌谷町、美里町は、定住自立圏形成協定を締結し、具体的な取り組みを定めた計画「大崎定住自立圏共生ビジョン」の策定に取り組んできました。

このほど、その計画が策定されましたので、主な内容をお知らせします。
大崎圏の将来像
生活に必要な機能を圏域全体で確保し、住民が安全・安心で快適な暮らしを送ることができ、そして、若者が地域の魅力を実感し、これからのずっと住み続けたいと思うことができる圏域づくりを目指します。

また、大崎圏の魅力発信し、圏域への人の流れをつくることで、圏域から人口が流出するのを食い止めることにも、他の地域からの交流人口の拡大を図るなど、圏域全体の活性化と発展に取り組みます。
計画の期間
計画の期間は、平成二十四年度から二十八年度までの五年間です。

大崎定住自立圏共生ビジョン事業一覧

事業名	事業参加団体				
	大崎市	色麻町	加美町	涌谷町	美里町
①医療機能の整備	○	○	○	○	○
②観光イベントへの共同参加	○	○	○	○	○
③拠点図書館の整備と図書館の相互利用	○	○	○	○	○
④各種講座、教室等の広域開催	○	○	○	○	○
⑤公共施設の相互利用	○	○	○	○	○
⑥消費生活法律相談の実施	○	○	○	○	○
⑦消費生活相談連絡会議の開催	○	○	○	○	○
⑧公共交通の効率的な運行体系の確立	○	○	○	○	○
⑨電子申請システムの整備	○	○	○	○	○
⑩電算システム共同利用研究会の開催	○	○	○	○	○
⑪ICTインフラの整備	○	○	○	○	○
⑫移住支援のための情報発信	○	○	○	○	○
⑬グリーンツーリズムの推進	○	○	○	○	○
⑭青年交流の推進	○	○	○	○	○
⑮圏域市町職員の人事交流	○	○	○	○	○

平成二十二年度の実績を公表します

大崎市公共施設地球温暖化対策率先実行計画

環境保全課生活環境係 ☎236074

市では、庁舎や市の行っている事業で排出する二酸化炭素などの温室効果ガスの削減を目的に、大崎市公共施設地球温暖化対策率先実行計画に取り組んでいます。

この計画では、平成十九年度を基準年度とし、平成二十五年度までに温室効果ガス排出量を六％、年間で約千二百七十四トン削減することが目標です。

このほど平成二十二年度の取り組み結果がまとまりましたのでお知らせします。
平成二十二年度の結果

平成二十一年度の温室効果ガスの排出量（二酸化炭素換算）は、基準年度の平成十九年度に比べ三・七〇％の削減ができました。

しかし、平成二十二年は記録的な猛暑だったことも影響して、前年の排出量と比べると約八百トン増えています。

今後の取組
市の各種業務にあたって

年次	温室効果ガス排出量 (二酸化炭素換算)
基準年度 (平成 19 年度)	21,129.06 t
目標年度 (平成 25 年度)	19,854.81 t (▲6%)

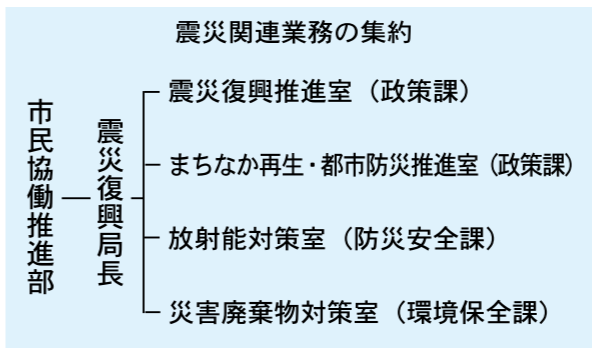
震災復興に対応した組織に改編します

行政改革推進課行政改革担当 ☎232285

四月から市の組織機構を一部改編します。
震災に対応する組織
防災安全課内に「放射能対策室」を新たに設置し、放射能対策を集中的に行います。

また、政策課内に「まちなか再生・都市防災推進室」を設置し、中心市街地の復旧・都市防災対策を進めます。これに伴い都市計画課の「中心市街地活性化推進室」は廃止し、新設された「まちなか再生・都市防災推進室」に業務が引き継がれます。

防災安全課と環境保全課を市民協働推進部に移し、震災関連業務を集約することで復興を加速させるとともに、自主防災組織の育成など、市民・地域と連携した防災体制の確立を図ります。
新たなニーズに対応する組織
バイオマスや温泉熱、小水力など豊かな資源を活用した再生可能エネルギー（グリーンエネルギー）の産業育成の



ために産業政策課内の新産業推進室を「新産業・グリーンエネルギー推進室」に改め、事業を総合的に推進します。
簡素で効率的な組織
市選挙管理委員会事務局を総務法制課内に置き、執務室を東庁舎から西庁舎三階に移動します。
また水道部では総務課と給水課を統合し、新たに「管理課」となります。

集会所整備費用の一部を助成します

まちづくり推進課地域自治・NPO担当 ☎235069

地域のコミュニティ活動の振興および円滑な運営を図るため、集会所の整備に対する費用の一部を補助します。

補助の種類および助成額
①新築および改築
二五〇万円を上限に費用の五〇％（震災で被災した場合、一千万円を上限に費用の八〇％）

②増築
一五〇万円を上限に費用の五〇％
③排水処理施設整備
五〇万円を上限に費用の五〇％
④その他の工事
一〇〇万円を上限に費用の三〇％（震災で被災した場合、二〇〇万円を上限に費用の五〇％）

対象
事業計画があり、平成二十四年度内に実施する整備事業

受付期間
四月二日（月）～四月二十七日（金）

申請場所
まちづくり推進課および各総合支所総務課
※予算の範囲内での補助となりますので、申込件数が多い場合、事業の優先度を考慮して事業を採択します。
※詳しくは、お問い合わせください。

